

TOPIC
03

物価高騰対応重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、
**住民税均等割のみ課税世帯に1世帯あたり
10万円の現金を給付します。**

受給には手続きが必要です。

基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員が令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主(住民税均等割非課税世帯は除く)

手続方法：3月中旬以後に対象世帯の世帯主宛てに、給付金の案内文書を順次発送しています。
6月14日までに福祉課へ返信用封筒で提出してください。
※修正申告などにより課税状況に変更があった場合には福祉課までご連絡ください。

問い合わせ 福祉課 / ☎0561-56-0732 (ID:11688)

TOPIC
04

物価高騰対応重点支援給付金・価格高騰重点支援給付金 (子ども加算)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、
物価高騰対応重点支援給付金(10万円)・
価格高騰重点支援給付金(7万円)の対象世帯のうち、
**18歳以下の子どもがいる世帯に対して、
子ども1人あたり5万円を追加支給します。**
受給には手続きが必要です。

基準日(令和5年12月1日)において町に住民登録があり、令和5年度住民税が均等割のみ課税世帯または非課税世帯で、18歳以下の子ども(平成17年4月2日以後に生まれた子ども)を扶養している世帯主

※令和5年12月2日から令和6年8月31日までに生まれた子どもも対象になります。

手続方法：3月中旬以後に対象世帯の世帯主宛てに、給付金の案内文書を順次発送しています。
8月31日までに福祉課へ返信用封筒で提出してください。
※修正申告などにより課税状況に変更があった場合には福祉課までご連絡ください。

問い合わせ 福祉課 / ☎0561-56-0732 (ID:11689)